

就任にあたって



消防庁長官 林 崎 理

8月1日付けで消防庁長官に就任しました。身に余る重責ですが、我が国の消防行政の推進に全力を尽くしてまいります。よろしくお願いいたします。

私と消防との関わりは、青森県消防防災課長に赴任した昭和63年4月に始まります。当時は青森県六ヶ所村に核燃料サイクル施設を建設する計画が進められている時期でしたので、それまでの原子力船「むつ」のみを対象とする原子力災害対策のための地域防災計画を大幅に見直し充実させる事が私の任務となりました。なにぶん国内に類を見ない施設等に係る地域防災計画を作らなければならないため、海外事例の調査、当時の科学技術庁や事業者との折衝・調整、関係機関との調整などに汗を流し、県防災会議や部会の運営に当たったことが思い起こされます。その過程を通じて、地域の防災を巡る多くの関係者の考えを伺う貴重な機会となりました。また、県知事代理として県内の消防団の観閲式を回り、日頃の鍛錬の成果を目にし、各地の消防職団員とさまざまな意見交換が出来たことなども良い経験となりました。

近年では平成28年4月の熊本地震発生の際、内閣官房内閣審議官として、内閣府防災担当部局とともに政府内各府省庁が担う各種応急対策の総合調整に当たりましたが、その際、各地の消防から入る被災情報等が総務省消防庁においてとりまとめられて官邸をはじめ政府の関係部局に迅速に届けられ、政府の事態把握と対応検討の大きな基盤となっていることを目の当たりにしました。総務省大臣官房長として対応を迫られた平成30年7月豪雨の際も、被害状況や救助活動に係る情報が被災各地の消防を通じて刻々と報告され、現場での常備・団の奮闘を思い、改めて消防の任務の重さを強く感じました。

これまでの消防近代化の流れのなかで、消防力の充実強化はもとより、関係法令の整備、建物や資材の耐火性能の向上、各種消火設備の整備、防火意識の普及などが進み、人口1万人当たりの出火件数を示す出火率は、昭和48年の6.8をピークに逡減し、近年では2.9～3.1程度に止まっています。まさに消防関係者を始めとする社会全体の綿々たる努力の賜であります。

他方、今後に目を向けると、急速な高齢化と人口減少社会への対応は待ったなしです。また、近年の風水害の局地化・激甚化は甚だしく、瞬く間に大災害に繋がる状況が目につきます。大規模イベントなどをターゲットとしたテロ発生の恐れも指摘されます。インバウンドの増大に伴い増加する外国人、障害者や高齢者などの災害弱者への対応、予想される南海トラフ地震や首都直下地震への対応等々、消防を取り巻く課題は多く、いずれも重要なものばかりです。

消防団を中核とした地域防災力の一層の向上、消防機関と自主防災組織や住民との連携強化、緊急消防援助隊の充実強化、消防の広域化、消防・警察・自衛隊の連携などを、AIやIoTを始めとする科学技術の発展も活かしながら進め、国民の生命と財産を守る備えをより強固なものとしていかなければなりません。そのために微力を尽くして参る所存です。ご理解ご協力を何とぞよろしくお願いいたします。

事業所等にとって納得感のある防火指導の勧め



消防庁審議官 鈴木 康幸

7月5日付けで消防庁審議官に就任した鈴木です。どうぞよろしくお願いいたします。

私は消防庁入庁以来、予防系の業務を中心に消防防災分野の仕事に長く携わっていますので、今回は予防関係の話をさせていただきます。

消防関係者から、昔と比べると建物火災件数が減っており、火災現場における活動経験の少ない消防職員が多くなっているという話を伺うことがあります。これは科学技術の進展により様々な安全装置を搭載した機器が開発され、火災を未然に防いでいる効果もあると思いますが、私たちの先輩方が過去に起きた火災の教訓をハード面、ソフト面の防火対策に生かす努力を積み重ねてきたことにより、防火安全性の高い建物が増えてきた成果だと考えています。

その一方で、少子高齢化の進展、外国人来訪者の増加等の社会情勢の変化により、新たな形態の施設が出現するとともに、新たな火災リスクが顕在化し、大きな被害をもたらす火災も発生しています。このような実態を丁寧に分析し、同種の火災の発生を防ぐために講ずべき防火対策のあり方について検討を行うことにより消防法令が改正され、防火基準が強化されてきました。

これに対して経費削減に取り組んでいる事業所にとって、新たな支出を伴うような防火規制の強化に簡単には賛同してくれません。大きな被害をもたらした火災がなぜ起きてしまったのか、その要因は同種の事業所にも共通する課題なのか、それらの課題を解決するためにはどのような防火対策が必要なのかという検討を丁寧に行うことにより、新たな防火対策を講ずることの必要性について事業所系業界団体の理解を得てきました。

予防業務に従事される消防職員の皆さんの中には、新たな防火対策を講じる必要性を事業所の方に理解してもらおうのに苦勞されている人もいます。消防庁では、新たに防火規制を強化する場合には、その検討経過を検討会資料の形で消防庁ホームページに公表することにより、広く消防関係者や事業所の皆さんにご理解いただけるように努めています。また、皆さんが参加する機会は必ずしも多くないかもしれませんが、様々な講習会の機会を活用し、防火規制の背景や検討内容についてわかりやすく説明するように努めています。予防業務に携わる消防職員の皆さんにおかれましては、是非ともこれらの資料や講習会の機会を活用していただき、事業所指導を行う際に、類似事業所で発生した火災についてその原因も含めて説明するとともに、その再発防止を図るためには皆さんが指導している防火対策が必要であることを丁寧に説明するようにしていただきたいと思います。

私は、様々な事業所系業界団体の皆さんとお付き合いしてきましたが、事業所にとって無駄な出費は当然抑えようとする一方で、人的被害や大きな損失の発生を未然に防ぐための支出には理解を示していただけるとというのが私の実感です。このことは住民に対する住宅防火広報についても同様だと思います。日々の業務で忙しいとは思いますが、皆さんの管内で痛ましい火災を起こさないためには、事業所や住民の皆さんが納得していただけるような説明に努めることが重要であり、そのことは当該事業所、住宅等における継続的な防火対策の取組につながるということについてもご理解いただきたいと思います。